平成２７年（フ）第１２６２号
川崎市宮前区野川3257番地25
債務者　中島　章三
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９号
茨城県鉾田市大竹1472番地16
債務者　小林　孝史
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２５９号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27番14号
債務者　澤田　栄津
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１号
函館市中道１丁目14番６号
債務者　斉藤沙郁加
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４６号
秋田県能代市南元町４番31号
債務者　石川　定孝
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４９号
秋田県能代市落合字中大野115番地40
債務者　遠藤　純二
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第７５号
新潟県新発田市大手町１丁目６番７号
債務者　中村健次郎
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１０１１号
愛知県清須市西枇杷島町辰新田73番地３　ウエストウッド105
債務者　川口　正人
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８９号
札幌市中央区大通西28丁目１番30号　円山ハウス201号、住民票上の住所札幌市中央区大通西27丁目１番７―603号
債務者　熊木　真理
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内香波
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０４５号
千葉県東金市東新宿６番地５（住民票上の住所）
債務者　山口　由花
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３４号
神奈川県綾瀬市小園1215番地11
債務者　大木　隼平
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０８号
横浜市泉区和泉中央南１丁目37番27号
債務者　高橋　数廣
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０９号
横浜市中区山田町３番地１　セブンスターマンション405号室
債務者　アキーノあづさ
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２５号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地１街区５棟401号
債務者　渡辺　　翼
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４３３号
神奈川県大和市下鶴間2997番地１　アネックスオグラ202
債務者　渥美グロリアこと　アツミ　グロリア　エステル　メレンション
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
熊本県球磨郡錦町大字西3618番地９
債務者　川内　純子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部